### 広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	「立憲」の胎動 : 清朝朝廷の「立憲」構想
Author(s)	宮古, 文尋
Citation	史学研究 , 303 : 1 - 25
Issue Date	2019-07-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055655
Right	
Relation	



### の胎 動

清朝朝廷の 「立憲」 構想

0

資

ものを見直す政治制度改革の実施を訴えるものであった。そ といった変法案は、 や庶民への上奏権の付与、新たな議政機関の設立、科挙改革 の創出、 置付けられる。 0 目的を一言で言い表すならば、「広範な意見聴取、 八九 人材抜擢」を可能とする制度構築である。 Ŧī. 年以降に本格化した変法運動は、 目的を果たすための手段の一案として位 清朝の体制その 下級官僚 合議 制

> 改革構想は、中央から派遣した督辦が地方行政の裁量 府進出を確信するにつれ、 るものへと変質した。 であった。地方大官が主導する新たな政治制度の試行という ら変質し始める。その影響を受けた新聞や雑誌の主張も同様 一八九八年初頭より、 金援助などを通じ、 宮 康有為らの改革主張は、 康有為の改革主張はそれまでのものか 地方大官を含む既存の高級官僚の 変法 古 運 動 を後 文 援 L 自身の中央政 尋 権を握 か

を迎えることになった変法運動は、 が開始されるが、当初は変法運動に賛同していた官僚も、 ・まま、 推進には非協力的だった。 一八九八年六月、 僅か一○○日余り後、 後に戊戌変法と称されることとなる改革 結果、 白紙に戻される。 改革は進展することのな 「現地の事情に応じた施 以上の結末

する新聞や雑誌の発行、

改革主張を教育する学校の設立等へ

改革主張を宣伝

11 0

また、そうした改革構想に一定程度賛同し、

官を想定した。

湖広総督張之洞をはじめとした地方大官らも

その主導役に地方大 その改革目的を実現

たのであった。

権限を奪い、それらを自らのものにする思惑を色濃くし

し得る制度を地方で試行すると構想し、

変法運動を担った康有為や梁啓超は、

治構造に反するものであったと評価されている。策を地方の裁量で行い、中央が点検承認する」清末中国の政

の目的を達成せんとするものである。しかし、それを達成す 江楚会奏で示された政治制度改革の構想は、変法運動と同様 聴取、合議制の創出、人材抜擢」を目的としていると言える。 が訴えられた。これもまた、変法運動と同様に「広範な意見 奏の簡略化、合議を経た奏請の徹底、官吏任用制度の改革 革案を述べるものであるが、政治制度改革については、「上 となっていく。江楚会奏は教育や軍事、広い分野にわたる改 と称される三件の上奏は、新たな改革、「清末新政」の骨子 と、それに応じて改革案が上奏された。 方分権的」 ない。その問題点とは、戊戌変法期における改革構想が、「 大官らが戊戌変法の推進を拒んだ原因を解消しなければなら る手段においては、変法運動が抱えた問題点、つまり、 洞と両江総督劉坤一が連名で上奏した「江楚会奏変法三摺 張之洞ら地方大官は、改革の後援役から牽引役へと転じた。 一九〇一年一月、再び改革実施を宣言する上諭が下され な清末中国の政治構造に反するものであったこと 中でも、七月に張之 地方 地 る

る」と評価されている。つまり、戊戌変法と同様、「地方分のだった。反面、中央政府の権限を強化する企図も含んでいの英は、「立憲制・近代的な国家体制への移行をめざすもの牽引役もまた地方大官であったとされている。しかし、その牽引役もまた地方大官であったとされている。しかし、そ

になる

えようとした改革とされているのである。権的」な清末中国の政治構造を、「中央集権的」なものに

した疑問を解き明かす糸口とするべく、本論では、一九〇五想を反映したものだったのか。主導したのは誰なのか。こう だとするならば、それはいつ頃からのことであり、どういう も視察ははじめから「立憲」を視野に入れたものだったのか。 は、視察団が帰国後に「立憲」を訴えた結果なのか。それと 経緯と理由で浮上したのか。従来の説の再検討を試 には立憲準備 憲」や憲法調査としていない。しかし、翌年視察団 年に海外政治視察団派遣が決定される前後の「立憲」 権限強化へと向かったのか。その過程は、地方大官の改革構 ついて検討する。視察団派遣を命じる上諭は、視察目的を「立 地方大官が主導した政治制度改革は、なぜ再び中 (預備立憲)を宣言する上諭が下され る -央政 の帰国後 それ 府 0

# 第一章 朝廷外の「立憲」構想

# 第一節 「変法」から「立憲」へ

李盛鐸は次のように上奏したと報じている。 二四日、駐日公使李盛鐸が上奏した。一九〇五年の『時報』は、一九〇一年一月、新政の構想を求める上諭が下され、八月

憲に帰依した後に根底が定まっています。……毅然決然ありますが、其の変遷・沿革は百折千回を経て、必ず立思いますに、国体や政体には所謂、君主・民主の分別が

べきです。 と、まずは立憲の意を宣布して、明らかに国是を定める

月十 賛同したようである。 には李盛鐸も含まれていた。李盛鐸の上奏は、 これのみである。 志表示をするべきとした、 の構想を具体的に述べるものではない。まずは憲法制定の意 一九〇二年一月十日、 李盛鐸は、 四日に返信し、「 自強の基であると言うに十分である」と述べている(3) 張之洞にこれの奏稿を送ってい 本を知る言であり、時勢に通じたも 皆が変法と言うが、 張之洞が新政担当者に推薦した十二名 李盛鐸の「立憲」 玉 案に、 体を述べるのは る。 政治制度改革 張之洞 張之洞 のであ は +

名とともに奏稿を作成すると、張之洞は上奏するべきか否か、 立憲奏稿」の作成を依頼した。張騫が、湯寿潜・ 文が届いた。これに応じた端方の動きを確認することはでき(2) するならば、 私の兄上 書し、立憲政体を定め、広く議会を開くよう要請する。 た端方のもとに、 ために北京にあった張之洞の代理として湖広総督を務めて 答は、時期を待つべしとするものであり、上奏には至らなか 直隷総督袁世 一九〇四年四月二二日、前月まで「奏定学堂章程 が、五月、張之洞は両江総督魏光燾とともに、 〔端方〕が張之洞公と結んで立憲の意を会奏し上陳 「凱の意見を聴取するよう指示した。 さらに聖裁を求めることができるだろう」と電 駐仏公使孫宝琦より「私は再び政務処に上 袁世 趙鳳昌ら数 張謇に 凱 作成 の返 0 0 13

> 今地球 くはありません。……現在時機はすでに迫っており、 其の最善にして久しく治めることができるのは うことです。……臣らが各国の政史を参考にしたところ、 めて弱い国であっても、 観るに最も明らかなのは、憲法を行えば極めて小さく極 り民心を固く結び維持しているためです。 その野心を敢えて強く逞しくしないのは、実に憲法に頼 ……欧米各国を見ますと、大小が交錯して立ち、 主義は均しく憲法に帰すのです。 しも日露の戦事が終結するのを俟っていたならば 大差があります。 の万国 其の宗旨は均しく国を利するに帰 の政体に君主民主の違いがあ 小国皆が自ら其の政策を行い、 存続を図り自立するに足るとい 各国の憲法に違い 日露の近事を れども、 すの 憲法にし 大国が 強弱に です。 万が 其

人が改革の事に干与することもあり得ます。

各国が我々を軽んじる。なおかつ日本が自らの計画を開

た。15

奏稿は、

次のように述べるものであった。

事が平定したならば、日本の変法の効果はこのようであ うと各国政府に迅速に告げさせるのみです。……日露の 外公使に命じて、中国は今後一切、即改革を徹底的に行 ると明らかになるでしょう。 です。外部王大臣に命じて各国公使に広く知らしめ、 だ急ぎ上諭を発布し、以前の非を改めると誓うことのみ 各国と違うためです。……今の計として推し量るは、 シアが我々に主権を帰さない。 始するに、正義に基づく公正な主張として遇される。 我らが未だ変法していない 何故でしょうか。 政治 た 在 口 が

よりも「しり込み」したものに過ぎないということである。 と「立憲」を訴えることができないならば、「変法」の訴え 宣言」である。それは改革の実施を訴える手段であり、決然 張謇らの奏稿、いずれにおいても「立憲」とは「憲法制定の ことができなかった「気構え」を指している。 は「憲法」や「立憲」といった文言は見られない。 がこれを「請変法之電奏」と称する通り、林紹年らの上奏に り込みした」とするのは、「請立憲奏稿」が断固改革を迫る これも具体的な改革案を述べるものではない。また、 李盛鐸の上奏 張謇が「し

不幸はこのようであるともです。

は、 と上奏した。 決し、皆立憲政体に依り行った」日本の例を述べ、「もし変 ると宣誓し、然る後、議会を開き、公論で一切の変法の事を め憲法を立てることです」と上奏した。翌一九○五年二月に 定めることです。……最も重要なのは、 省を収回せんとするならば、尤も必要なのはまず変法の計を 為すと定め、まずは中外に宣言して民心を団結し、 下にお願いいたしますは、 法の大綱を議するならば、日本に倣うべきだと推し量ります\_ は必ず変法することで、はじめて自立に足ります。今、 本を保全することです」と上奏した。九月、林紹年が 駐日公使楊枢が、「まず定めて立憲の国と為すよう命じ 英独日の制に倣い、 いかんせん専制を改 立憲政体国 玉 中国 東三

布し、 奏稿」では、「まずは定めて大清憲法帝国と為すと天下に宣 ぞれ各国の調査に派遣させる」よう上奏していた。「請立憲 近を遊歴に派遣した」例を挙げ、「多数の事務の人員をそれ も同様であった。李盛鐸は、「特辦政務王大臣に命じて各 するよう述べられていた。 の憲法を参考とさせる」よう述べ、「日本の維新の初め 日本に倣うべきとするのは、 一面では王大臣を各国へ遊歴に派遣し、憲法を考察 李盛鐸 の上奏、 張謇ら 0

改革の内容ではなく、「手順」である。一九〇五年初頭までに 李盛鐸の上奏と張謇らの奏稿は、「憲法制定を宣言」 の「海外政治視察団の派遣」。いずれも日本に倣うとするのは、 楊枢の上奏は、「憲法制定を宣言」した後の「議会の開設

が見送られたのと同時期、孫宝琦は端方に宣言した通り、「陛

を「変法」に代わる旗印としていく。「請立憲奏稿」 改革の進展は望めない。この時期より、改革の訴えは「立憲 性を見出したように、「皆が変法と言う」のみでは政治制

一の上奏

しかし、張之洞が李盛鐸の上奏に、「国体を述べる」

重要

度

の「手順」が、「立憲」構想として形成されてきたのである。在外公使、地方大官、その幕僚らの間に、こうした改革実施

# 第二節 地方大官による「立憲」上奏の報道

政初綱』 治視察団 11 の基とされるのは次に挙げる数件の報道である。 に変わり る 25 月 こうし (光緒三二年十二月) [派遣決定までの「立 始めたのであるが、これ以後、 て、言わば改革を訴える標語 中 国立憲之起源」と題す文章が掲載され 発刊の 『東方雑誌』 の展開には定説 は、「変法」 一九〇五年の海外政 臨時 から 一九〇七年 増刊号、 がある。 「立憲」 一憲 そ

総督周 じてい 甲 旨を応諾 視察させて改革の手本とするよう奏請した。 直 れを持説とする者がいた。乙巳六月〔一九〇五年七月〕、 もまた立 を主張する者は次第に多くなり、 皆説を為して言うには、 遊 期すとした。 隷 制 辰 歴 総 の 二 督袁世 た孫宝琦がまず政体を改めるよう要請 特派 憲の 政 九〇四 湖広総督張之洞、 体の戦であるとのことだった。 「凱は皇族を選抜して各国 発言をした。 年 沢 政 に日 治を考究して従うに善きものを択 戴 鴻慈・徐世昌 此れは日露 露戦争が起きるに及び、 重臣や皇族にも僅 両広総督岑春煊 時にフランス公使を奉 0 端方の 口に派遣 戦ではなく立 ; ; した。 四 朝廷はこの かながらそ の地方大官 名を各国 憲の 識 政 治 者 議 が

世凱の上奏はその後のものになってしまう。

三十日 備立 皇族・大臣を派遣するよう奏請したとされる。 記述がある。 視察団派遣の上諭は七月十六日に下されており、 憲之起源」「立憲之原始」とされていることになる。 とで海外政治視察団派遣 世凱が「 袁世凱」 周馥・張之洞・岑春煊も発言し、 春煊がそれぞれ単独で「立 る連名での「立憲」 「立憲」を上奏し、「六月二十日〔一九〇五年七月二二日〕に 以上をまとめると、 の「五大臣各国考察政治」と題す記事に、 憲」と題す記事の 0 前 [一九〇五年七月二 が「各国の憲法を考究」するよう奏請したとある。 政治」もしくは「憲法」 月、 そこでは、孫宝琦が 一九 ○六年十二月十六日に発刊された 上奏があり、 七月二日に袁世凱 「議行立憲之原始」の項には、 0) 憲 上諭が下り、この 日〕に袁世凱・ の発言をし、 袁世 視察団の派遣を上奏したこ 同時 「立憲政 期に周馥・ 凱が「憲法の ・張之洞 体の利」 張之洞・ 連 七月二二日に袁 続く「宣布 !の動きが| これでは袁 張 ぼ を詳言 之洞 周 周 考究」に 同 ただし、 馥によ 憲政 内 五. 立立 が 月 預

あ る。 ② ずべしとの される「七月二二日」 張之洞、 は、『時報』が三総督の連名上奏があったと報道した日付 あった。 馥・ 報道は、六月二七日 同様に、 周馥の三総督より今より十二年を期し立憲政 張之洞・ 奏議出 袁世凱 袁世 でたり、 b |凱の会奏があったとする | が海外政治視察団 『時報』 其内容は 『東京朝日新聞』の記事 が袁世 未だ審 凱 なら の上奏を報道した 派遣を上 t 奏したと 0) 月 凱

端方・ 袁世凱 を考究し、臨機応変に施行すべしと上奏する。また北 を考究するよう命じる挙動が有る」と報じてい 官員もまた多く立憲の利を條陳している。故に政府は載沢 日付である。 戴鴻慈・徐世昌らにそれぞれ各国に赴き、 がは…… また自 『時報』 強を図らんと欲するならば、 は、十九 日 の北京電として る<sup>31</sup> 各国 直 切実に政 一隷総 京の各 0 憲法

督

北京電の翌日、二十日に官員の海外派遣を上奏している。 した」と報じている。如何なる手段で意見したのかは不明で だし、その内容は報道とは異なり、「憲法の考究」も「立憲 あるが、少なくとも上奏の存在は確認できな 八月二日に「直隷総督袁世凱が立憲政体を挙行するよう意見 も述べてられていない。また、十月二三日刊の『東方雑誌』は 世凱は、 洞・袁世凱の会奏についてはその存在すら確認できな では、実際の上奏はいつのことであったのか。 『時報』報道の二日前、すなわち報道が典拠とする 周馥 61 張之 た

たとは考え難い

年九月〕に上海に行きつつ作成した」詩があり、(%) 0 いる。書簡には、江北から上海に至った呉保初に書信を託 ……まさにそれをやるべきではないだろうか」と書き送って た見識からだっただろう。今、外に日露の前途を推し量るに 、張謇の日記に「呉保初に書信を送る」とある。 (※) 、への正当なる先陣であって、立憲において最も重要である 張謇はこの年、 とある。呉保初 あなたが未だ其の時に至らずと言ったのは、 袁世凱に 『北山楼集』には「乙巳八月〔一九〇五 「万機を公論で決する。 書信が託さ 九月二三日 行き届 此 れ は 対

できる、

六月二三日、

日露戦後如

りに、すでに三度にわたって袁世凱が「立憲」を上奏してい 謇が袁世凱に「立憲」主張を促した時期、 少なくとも呉保初に袁世凱への書信を託した九月二三日 た有様であった」とある。続き、九月二四日の視察団 と題した文章があり、そこには で、袁世凱の態度ははっきりしていなかったことになる。 の爆破事件について述べられているから、 ではっきりせず〔「立憲」の可否について〕どちらもよいとい (一九〇五年十二月)の れ たのは九月ではないかと思わ 張謇の日記の末尾には「立 「袁世凱もまたどちらつか れ る。 3g 光緒三一年十 報道されていた通 張謇の認識では、 憲近 旧発日 · 一 月 ま つ

治

すに、 が、 要請した」と報じている。 ずは政体を改めなけれ と欲するならば必ずまずは変法、変法を欲するならば必ずま 整頓に尽力するよう要請した。また謂うには、 ぞれ報道がある。 煊は先月〔七月〕初旬……官制を改め、 袁世凱との会奏に〕引き続き電奏し、立憲政体に改めるよう 十八日、「両江総督周馥は先月〔六月〕末、単独で〔張之洞 岑春煊の上奏については、『中外日報』が八月三日、<br/> 周馥・張之洞・岑春煊の「立憲の発言」についても、 内容は報道と異なり、「立憲」について述べていない。 と述べた」と報じている。思うに立憲の挙行が有れば、 周馥 ばならない、 の上奏につい 周馥は六月二七日に上奏している まさに滅亡を救うことが とのこと。 ては、 並びに軍政と財政 当今の 時 自強を図らん 報 が 岑春 七月 それ すると述べるもの

四日に上奏している。その内容は、

当面策一

案と善後策五案を述べるも

0)

で

日露戦後処理に

多項目を條陳した。聞くに上奏の中には、立憲の実行を希望

があり……」と報じている。

張之洞

は、七 に関す

張之洞公は立憲政体へと改めるよう要請した後、

張之洞の上奏については、『申報』

が八月十四

日 日

先月

七

また

ある建議

憲之起源」 これもまた、 要請に応じ、

ゃ

立憲之原始」

とされる、

地方大官によ

「立憲」を訴えるものではない。

確かに上奏が存在した可能性もあるし、

報道とその時期が

に自ら遊歴に赴くと申し出ている。

ただしこれらは、

視察団

「立憲」上奏はいずれもその存在を確認できない。当然、

梁誠は 憲」を訴えるものではなかったように思われる 梁誠とのやり取りを見るに、報道されたような政体変更や「立 る」と電文が届いている。確かに岑春煊は七月上旬に上奏し と宣言するのが良い」と返電した。九日、岑春煊より梁誠に期限を定めて、直ちに東西の政法に倣って民と共にやり直す とに、岑春煊より情報と助言を求める電文が届く。 ているようである。ただし、その日付や内容は確認できな 公に上奏し得るのは各国 治外法権が回 け 変法自強は、 ·れば、各国は承服しないし日本を制することはできないが 聴く耳を持つように改まったと耳にしたならばまた伝え 関する建議が要請されると、二六日、駐米公使梁誠のも 「東三省の主権を回復したとしても広く通商を開 「復しない以上は広く通商を開くとは言 敬服、 感服、 0) 変政の効果を詳言することであ 偉大な論であり、切に奏した。 七月三日

> られていた可能性に基づき、 可能性、 を訴えた上奏がただの一つも見当たらない以上、もう一つの 可能性もある。 致する六月二七日 す主張は、改革の実施を訴える手段であり、「 で述べたように、「立憲」、すなわち 0 る改革主張の旗印となりつつあったと考えるからである。 張之洞の上奏も、 つまり、 しかし、本論においては、 改革や変法の訴えがすべて「立憲」と報じ の周馥、 報道されたものとは全く別の上 七月二十日 上奏の内容を検討したい 「憲法制定の宣 の袁世凱、 地方大官が 変法」に代 七月二 「立憲 を促 四 わ 節 H

### 地方大官の改革構想

年初 を上奏している。 には、 されている。袁世凱がったと報じられ、 六部属官各項の京官」の遊歴派遣を建議している。 一九〇 室の後進、大官子弟、 を名目に大臣を派 の連名上奏では、 勢を観察し、政事・学術の考察」のために、 の政治・学術・風土・人情を考究する」べく「王公」 袁 頭、 世凱 岑春煊が病気療養を兼ねて「政治学術の考査」 魏光燾 の上奏は、 袁世凱は、すでに一九〇一年四月二五 ・岑春煊・端方の地方大官と呂 同年七月二十日、張之洞らの江楚会奏も 造する案が述べられ、一九○ 日 露 先行研究においても概ねこの見解 一九〇五年七月の視察団派 翰林院・詹事府・都察院の各省駐派 開戦 への対応策として「新政 「王公大臣・宗 コ海寰 五年七 遣 決定に 日 0) 月 0) が踏 派遣  $\mathcal{H}$ 国 加 国

日、袁世凱から張之洞への電文に次のようにある。 答を反映すべき改革構想を上奏するものではない。また、張容を反映すべき改革構想を上奏するものではない。また、張さ述べた「請立憲奏稿」の上奏を、袁世凱とともに見送ったのは本章第一節に述べる通りである。一九〇五年六月三十たのは本章第一節に述べる通りである。一九〇五年六月三十たのは本章第一節に述べる通りである。

修改せんことを明らかに知らしめる。 修改せんことを明らかに知らしめる。 を改せんことを明らかに知らしめる。 を改せんことを明らかに知らしめる。 を改せんことを明らかに知らしめる。 を改せんことを明らかに知らしめる。 を改せんことを明らかに知らしめる。 を改せんことを明らかに知らしめる。

もに、 ある。 を、 構想も述べられていない。 の海外政治視察団派遣の構想は実現した。 電文においてさえ、未だ「王公・大臣」の海外派遣 憲法視察や「立憲」とする主張どころか、 清朝の改革意志を表明する手段にすると述べるのみで しかし、この直後、 海外視察を改革の参考とするとと 経緯はどうあれ、 袁 世凱 視察後の ら地方大 0 改革 Í 的

「官紳」の派遣を建議するものであった。その目的は「憲法」凱の上奏は、「各国」ではなく「日本」に、「皇族」ではなく「舟外政治視察団派遣の上諭が下った後、七月二十日の袁世

を牽引したとされる地方大官の上奏は、

東三省における「変

礎」の構築を訴えるものであった。 (%) は、日露戦後処理に関する建議要請に応じ、「地方: 請した」と報じられたと考えられる六月二七日の周 る6調 掲げたのは周馥も同様であった。「立憲政体に改めるよう要 針案を述べたのである。「地方自治」の実施を改革 の政治視察を訴えるとともに、ここで初めて視察後の改革方 査ではなく、「地方自治 袁世凱は、「王公・大臣」 日露戦後処理に関する建議要請に応じ、「地方自治 の基礎」の構築と述べられ の政治視察決定を受け、 馥 Ö, 「官紳 の上奏 方針に の基 7

の後、 に於いて〔東三省の開放を〕行うことの弊害が無い を提案し、「この度の遊歴で外国に至る大臣に、中国 省を占拠していた時に日本人が我らに強く勧めた、あらゆる 三省の〕あらゆる地の開放」として、「以前、 通じた地方政治の改革案を述べている。 差し支えがなく、 しいでしょう。東西洋の人を参与させ用いますが、 顧問官を参与させて用いなければ、 なります。 宜にかなう適当なものとすることで、はじめて保安が可能と 調査を命じる」よう建議した。続き、「二に曰く、 地を〔諸外国に〕開放することでロシアを抑える策の の改革方針を述べるものである。張之洞は「一に曰く、 二四日の張之洞の上奏も、 東三省の官制、 且つ各国が雑居するならば、 やや多くあるべきです」と、東三省 政治、 法律は必ず旧習を取り 視察団の派遣を前提とした今後 統御することは 西法を採用 この時期、 ロシアが東三 除き、 変法。 日本人は か詳細 の情 外国 な 況

らに向けて海外 0) 実施、 或 の政治を調査するよう建議するものであった。 V は 地方自治の基礎」 の構築であり、 それ

### 海外 政治視察団派 遣の目的

気概はことさら怯んだもの」と記している。<sup>(®)</sup> 憲」について張之洞と議論した印象を、「其の論は明快だが 腰で、上奏は見送られることとなった。 しかし、張之洞も袁世凱も「立憲」を主張することには及び 九〇四年には、張謇らに「請立憲奏稿」の作成を要請した。 」上奏を評価 節 は一 海外政治視察団派遣決定までの経緯 九〇一年、「憲法制定の宣言」を促す李盛鐸 し、「政体変更」を訴える意義を認めていた。 張謇は、この時期 の立

る。「立憲」の語を、改革を訴える標語として捉えるならば それらが「立憲」の発言として報じられていたように思われ はなく「変法」、特に「地方自治」の構想を上奏したのであり、 かしながら、 敢然と「立憲」を上奏し、「立憲」を牽引したとされる。 かにする必要がある。 いのかもしれない。 の 定説では翌一九〇五年、張之洞や袁世凱らの総督は一 「発前、 前章に見たように、 「立憲」 憲」も目的は同じであるのだから、 しかし、 を述べてい が視察目的となっていった経緯を明ら そして、 張之洞ら総督が「憲法制定の宣 視察団派遣決定の経緯につ ないのならば、 張之洞ら総督は「立憲」で 海外政治視察 問題は 転 な

> 述べられている。 ても、 視察団派遣決定後の七月二十日、日本に官紳を派遣 議参加の可能性は断たれており、袁世凱はそれを知りながら、 らに袁世凱に講和会議参加反対を確認する電話をしたことが 争講和会議参加の打診があったが、それを拒否したこと、 自治実施の準備とするよう上奏したことになる ントンへの報告には、一週間前、 この 、袁世 )時期、 七月一 凱 の上奏とは別の理 清朝政府は日露戦争講和会議 日 六月中には、アメリカを頼りとした講和会 付 0 駐 清アメリカ公使ロックヒル ー由を検討しなけ 軍機大臣慶親王より への参加を目論ん ればならない。 からワシ /日露 さ

よう迫った。しか ルニ派遣説三十名ノ多数ヲ占メ居ル」と伝え、三日 ていると述べた。さらに翌二日、 内ニ多数ヲ占メ居ルハ事実」とし、自身が全権委員 外務部会辦大臣那桐のもとに書記官を派遣した。 鴻磯の会談では、 を訪問し、 派遣ニ関シ勅命ニ拠リ当地各大官及地方大官ノ意見ヲ徴シタ アの関与を否定しながらも、 清朝が講和会議参加を希望したとする風説を確認するべく、 リ之レ の清朝に関する条項に関しては、 が伝えられる。 七月一日、 ヲ抑圧シ且ツ政府 自らの全権委員としての講和会議参加に同 駐清日本公使内田康哉は、 清朝側より全権委員の派遣を見合 し四日、 ただし、「 内田と慶親王・ ノ立場ヲ鞏フスルタメ」、 派遣説 講和会議参加の意向は 那桐は日本書記官に ヲ主張スル者 清朝と協議を経ない ロシアの 那桐 那 頗 軍 が桐はロ 機 K ル 「政府部 せる意 大臣 意する は内田 「全権 内定し

議

日 向

が、結果的にそれは叶わなかった。 して清朝政府は、四日以降も講和会議参加の可能性を探った 承認しないと、日露両国に照会することが述べられた。こう

にもいかないだろう。 が皆無となったならば、 去ったと見られるわけにはいかない。しかし、 望みが断たれつつあることを自覚しながらも、 が事実ならば、 加し得る大臣級の高官派遣を取り止めて、一縷の望みを捨 朝政 (府内外の多数が講和会議参加を主張しているとの 「政府ノ立場」を守るためには、 何の名目もなく高官を派遣するわけ 参加の可能性 講 和会議 会議参加 K 7 0 話

# 第二節 一九〇二年の海外政治視察

の参与を許さず、 を派遣した。 いことを恐れるがゆえ、 に参与し、東三省の主権を保たんと冀うも、 当時、 御史にあった趙炳麟 各国に赴いた後、 憲政考査は実に施行を見るを遂げたのであ 憲政考査を名目にして、 は、「中国は大臣を派 日露は果たして中国 日露 ……五大臣 が許 1の和議 遣 可しな L 和 議

るとともに、唐文治の草稿抜粋を付した」とある。上論が下る二日前の十四日には、「慶親王は憲法考を進呈す政治視察を提案し、九日にそれが議題とされ、視察団派遣のる」としている。栄慶の日記には、七月四日に慶親王が海外

親王の子、 年の商部設立に伴い右丞に抜擢され、数ヶ月後に左丞となり、 に総理衙門章京に採用され、一八九八年に実職に 一九〇五年のこの後、左侍郎とされた。 九〇一年には、 商部左丞唐文治は、 総理衙門が外務部に改組されると主事となり、 載振である。 謝罪使節那桐に同行して日本を訪 一八九二年に進士となり、 唐文治は、 総理衙門、 商部の初代尚書は慶 外務部 . 一八. れた。 就 一九〇二 八九六年 た。 同

と慶親王親子に仕えたことになる。

けたが、 沈曽植先生に潤色を要請して初めて完成した」と、 は、 ている。 り作る」とあり、末尾には「此の文章は私が執筆を依頼され 経堂文集』収録の「英軺日記序」表題には、「載大臣に代 編纂をやり終え、進呈して御覧に入れた」と述べている。 である。唐文治は自訂年譜の中で、十月初めに北京に戻った ス、アメリカ、日本を歴訪した。それを記録した『英軺日記 派遣された載振の随員として、イギリス、ベルギー、 「私は公務の合間に、載振大臣のために『英軺 載振名義の著作であるが、実際には唐文治が著したもの 九〇二年、唐文治はイギリスのエドワー 文章を書くことはうまくない。そのうえ彼が書 載振 の子、 溥銓は 「実際、 我が父は少しは文章が書 -ド七世 日記 加えられ 戴冠式に フラン わ 0

発った一行は、十八日、

上海にて日本正金銀行が

催した宴席

政治

また、

四月十一日に天津を

分に意識されていたようである。

であった。唐文治が、外務部の下、六部の上に位置づけられたのであった。唐文治が、外務部の下、六部の上に位置づけられいのである」と述べている。よって、当然、商部設立治が整理したもので、出版後に載振が親類や友人に分配してとがない。『英軺日記』一書は、聞くに随行した参賛の唐文とがない。『英軺日記』一書は、聞くに随行した参賛の唐文とがない。『英軺日記』一書は、聞くに随行した参賛の唐文とがない。『英昭日記』

と答えたとある。 歴し、 貴国の政治、 0 シンガポールに到着した載振が、「中国が早期に振 多岐にわたり詳細に述べられている。 国の歴史、政治、 海峡植民地総督に対し、「この度、イギリスに至るにあたり、 <sup>1</sup>の見る目を変えるよう願っている」などと述べたイギリス 英軺日記』は、さながら視察報告書のような内容で、 制度を諮詢し、 学術の考究を予定している。且つ仏米諸国を遊 戴冠式への列席が目的とは言え、視察も多 行政、財政、 国家の採択に備え、多少の手本とする 税制、 兵制、 日記 の五月一日には、 農商工業等 が興し、 列 々、 、 各

記されている。
は、軽重・緩急・先後の順に従って之を行うことである」とは、軽重・緩急・先後の順に従って之を行うことである」とはない」とし、「日本の長き所を取り、併せて短き所を棄てはない」とし、「日本の長き所を取り、併せて短き所を棄て

## 第三節 唐文治が見た「憲法」

た商部の要職に抜擢された所以であろう。

家を治めるために必要なのは、上下秩序であると考えていた。 翌一九〇二年、イギリスに向かう唐文治は、依然として国 事は管轄し 事には条理があり、 きたことはないということである。 ……重要なのは未だ権を尊ばずして事を集めることがで 名を以て之を統率するのである。凡て此れを告げる所以 ために礼節を以て之を制限し、このために少長や貴賤 人の考えは天下の争いを平定することにあり、 争いは施し奪いしているうちに天下を乱す階となる。 ど隔たっているのだから、争いを無くすことはできな 凡ての民は血気心知の性を有し、汝と我の実体は驚くほ は万事の権を尊び、 隷 属することはなく、 玉 0 政治視察を視野に入れる唐文治 天下の争いをおさめるためである。 根本は強く立つ。権が分か 根本は脆 権が一つであ 故にこの n 疑 0

平権と言うを好み、また之を推し進め道理を解き明かし、私が平等の説を考えるに……欧西の民は或いは其の名を

たことが、尤も精良にして重要である」と記している。唐文精励し、学術を日に新たにしているが、憲法を講究するに至っ

や各国の政体も重要な視察項目として意識

念を抱いてい

に招かれた。唐文治はその日、「思うに日本は近来、

事を壊すことはない。其れと平権の説は、どうしてこのつに帰し、条理通り順序通りで、出しゃばって紛争して敵であった。私が観るに、西人は事を治めるに権力を一ところで、結党して団体を立てるを助け、其れと国家は之を自由と謂う。今まで自由の説は、ほぼ地球のいたる

た。

「平等・平権・自由」は上下秩序と相反する、国家統治の「平等・平権・自由」は上下秩序と相反する、国家統治の「平等・平権・自由」は上下秩序と相反する、国家統治のように相反するのか。

水火工虞は、凡て相謀るものではなく、平等と言うこと然らばすなわち何を平等と言うのか。国と国、君と君、た。「平権」は「平等」の言い換えでしかないのである。「平権」、すなわち「権力の平等」は述べられていないと考え

むは、天下のたちの悪い言であり、論じようとしなけれある。此れは事の道理の必然の勢いであり、すなわち天理自然の定めである。……これ故に吾は上にと願う人は、その義に深く明るく、忠恕を植えるを心と為す。権威をほしいままにし、しだいに下を虐げ始めることはあってはならない。そのうえ、下を願う人は、その義に深く明るく、各々其の職分を尽くすを為すべきとする。分を越るく、各々其の職分を尽くすを為すべきとする。分を越るく、各々其の職分を尽くすを為すべきとする。分を越るる考えを存し、上に長じ、屈せずと考えを起こすことはあってはならない。国家がほとんどを処理すべしと望はあってはならない。国家がほとんどを処理すべしと望れる。

る前、唐文治は、こう考えた。 や国家に要求してはならない。海外の政治を目の当たりにすめる。下にある者は自らの務めを果たせばよく、上にある者ある。下にある者は自らの務めを果たせばよく、上にある者のは「王」の下、すなわち「国」の中に上下があるのは必然で「君主」の下、すなわち「国」や「君主」同士に限られ、そして、「平等」であるのは「国」や「君主」同士に限られ、

ば自ずとおさまるのだ。

罪を帰し、 は、「君民共主の国を称してはいるが、然るに実は民権が重く、 いと雖も、上を犯す糸口を開くには至らない」利点もあった。 で、君主は署名し承認するのみ」であった。 君権が軽い」ものであって、 なく議院に集中しているように見えた。ただし、それにより 国是を処理するに、錯誤があるならば、 しかし、イギリスに到着し、 君主を咎め及ぶは聞かない。 政治的決定の「皆は議院より出 実際に目にしたその ……よって民権が重 国人は皆、 権力はア 君 政治体制 主では

Ь

て日本の「憲法」を目にしたことで、唐文治の「憲法」への如何に評価するべきか悩ましいものであった。しかし、改めを制限するものでもあり、元来の唐文治の考えからすると、「憲法」は上下秩序を維持するに有効であるが、君主の権力そして、「此れは明らかに憲法を定める効用である」と考えた。

評価は定まった。

のとし、さらに次のように述べる。 唐文治は、 特赦 日本国 規により之を行う。 室典範の定めるところで、 日皇は国の元首であり、 減刑 条約 の国体は万世一 以上のように日本の憲法を君主の権限を定め ・復権の命令、 0 締結、 宣戦、 帝国議会の開閉 系の統治 、皆が日皇に属する。 (88) (88) 皇族男子の子孫が之を継承す 統治権を総攬し、 国であり、 、法律の裁可・公布 其 (の皇: 憲法の条 位 は

者の中で公法に属する。其の宗旨の要は、主権の所在を 日く私法、日く公法、日く国際法である。 及び権限を定めることである。……主権の要は四つ有る。 定めること、人民の権利義務を定めること、 日本の立国はまず憲法を重んじた。憲法の外に有るは に曰く独立不羈 0) 命令に従わない権利を言う。……完全無欠とは何か。 は、 四に曰く独一無二である。独立自主とは 国の命令に従わない権利、 〔自主〕、二に曰く完全無欠、 ……憲法は三 また国 主権 中の 0 関係 何 H

> 説を斥けた後、憲法を言うを許すべきである<sup>(8)</sup> 等の説は、元より曖昧ではっきりしない言葉であること 実に等級を審判する根源である。故に必ず先ずは平等 が分かる。憲法は、 権の関係は、 すなわち古人の言うところの、天に二日なく,民に二王 上とは何か。思うに主権は国家至高の件であ となるはずがない。 有すならば国家は一つの主権に止まらない。 尽くは、一人が之を専らにし、多くの弱者を控制するこ 命令に従う。此れは必然の勢いである。故に一国 なしの意味である。……天下の弱者の皆が、 上に位置し、凌駕できるものはない。 国家において大いに裨益有るのである。思うに主 の説は非である。 此のように其の重点がある。 故に主権は完全無欠と言う。 一を執りて万を御する要道であり、 思うに高等職官が若しも主権 独一無二とは 此れにより平 b, 悉く一強の 国 至尊無 [の政 0) 何 切の 所 か。 0 过 を

ではない」からである。 ではない」からである。 とも述べている。なぜならば、「憲法の自 また、唐文治は「必ず自由の説を斥けた後に憲法を言うをの また、唐文治は「必ず自由の説を斥けた後に憲法を言うを

まず「憲法」を制定しさえすれば、上下秩序を乱すことはなと敵対し得ると唐文治が考えた「平等」「自由」「平権」は、触れ、唐文治の疑念は解消された。君主の権限を侵し、国家天皇大権を規定し、皇位安定を保証する日本の「憲法」に

昔人は高等法院を称して主権を有すは法院と為した

用いるに良いと考える」と記された。昭日記』の序文には、「日本は聡明にして精強なる模範であり、同時に、「平等」「自由」「平権」を制限するからである。『英い。「憲法」は、君主大権を規定し、皇位安定を保証するとい。「憲法」は、君主大権を規定し、皇位安定を保証すると

る。 じがあり、 慶親王が進呈した「憲法考」とは、以上のように様々な経路 侍郎鉄良に『日本憲法義解』を送っている。翌年七月十四日 謇らの「立憲」の働きかけに対する西太后や慶親王の反応は、 尋ねているから、「書」とは『日本憲法』を指すだろう。 て然りと為した」と知らせがあった、と述べている。張謇は 依頼した。張謇は、これを目にした西太后が「日本には憲法 ると、趙鳳昌は趙慶寛なる人物に、それを朝廷に届けるよう けを始めた。七月から八月にかけて、『日本憲法』を出版 の上奏が見送られた後、張謇らは朝廷への「立憲」の働きか 以上のような「憲法」の存在が西太后や光緒帝にも伝わって を通じて内廷にもたらされていた書物の一部であるかもしれ ものであったと考えられる。 同電の冒頭で『日本憲法義解』の印刷を終えたのか趙鳳昌に 許鼎霖より書を得て、其れを慶親王に告げたところ、 いただろう。 「英軺日記』により、 一九〇二年までには、載振名義の『英軺日記』 七月十三日、張謇が趙鳳昌に宛てた電文には、「載振は、 国家においては甚だ良いものだ」と述べたとしてい 一九〇四年、張之洞と袁世凱より「請立憲奏稿 併せて進呈された唐文治の草稿は当然、ここま 日本の憲法に対する知識を得た上での 十二月三日には、 張謇は兵部左 一を通じて、 深く以 張 す

で見てきた唐文治の憲法理解に基づくだろう。

# 第四節 「立憲」視察に至る経緯

る になってからのことであった。この召見で、 う命じられ、 られるとともに、載沢と「日本立憲」について話したのであ 或いは指示があったと思われる。翌日、紹英は視察団に加え 加えると決定され、政治視察の目的について話し合われた、 海外政治視察が命じられると同時に、載沢に急ぎ来京するよ 載沢夫人の妹は光緒帝の后、 た載沢は北京にいなかったのであり、召見されたのは二六日 いが、載沢は西太后と光緒帝に近しい関係にある。十六日、 載沢夫人の父、すなわち義父は西太后 載瀛が東陵守護に任ぜられた。 劉裕皇后である。 の弟の桂 紹英を視察団に 東陵守護にあっ 血縁関係はな 祥 で あ ŋ

うに期す」と述べるのみであり、視察目的が「立憲」を視野れ東西洋各国に赴き、一切の政治を考究し、善きを択んで従とになる。ただし、海外政治視察を命じる上論は、「それぞとになる。ただし、海外政治視察を命じる上論は、「それぞのまり、載沢は政治視察団派遣決定後の初めての召見で、つまり、載沢は政治視察団派遣決定後の初めての召見で、

とに逡巡したのは、 唐文治ですら同様であった。 に入れたものと公にされてはいない。 張之洞や袁世凱ら地方大官のみならず また、 それを訴えるこ

0

べく、 に倣い中央官制を改正」し、「 職権は統 維持する」ことを目的とし、 に倣うものだった。 た先ず官制を改定した」のであり、 創出する」よう訴えた。「聞くに日本の明治 官制局を設け、詳細に周到に取り決める機関をご聖断により H 八月、唐文治は「請改定官制摺」を上奏し、「官制 記には次のようにある。 政治視察への出発を一 一政務処に審議し施行するよう命を下す、 一されていない」とし、「速やかに各国の専任 ただし、「〔官制を〕一律改定 週間後に控えた九月十七日、 政体の変更は述べなかっ 新政の初めの基礎を立てる この改革の手順 変法の 或い ĩ は退 初め は、 、は別に 廃 もま 一の例 紹英 日本

だった。 表に出すことはできない のか考察すべきである、 すようにとのこと。憲法一事の如くは、 召見を賜 [政治の均しく選ぶべきもの、 1, 皇太后と皇上 が、 採択に備えるように、 の 各国のやり方が如何なるも 訓 宗は、 考察を要するものを示 周 現在は宣言して 到 詳 細 とのこと 勉 め

えよ」と訓 見であったが、 ここでもまだ、 であっ 示があったと記されるのみである。 戴鴻慈の日記には 憲法調査の計画 この 日は視察五大臣が一 は 「注意深く考察し採択に備 「表に出すことはできな 同に 憲法につい 介し ての 召

> と端方に述べたとしている。 また、 のは、 届いている。 ないならば、これが延びる所以も有ると思われる」とある。 (w) 下が別れを告げる日、 ことはできない。早めに戻って両江総督の席を得たらどうだ わべだけの先延ばしの計画であって、 成功せず、 の日記には、 上海に到着し、 これは尚も成立の望みがある」と、張之洞に端方から電文が 政の考察を要請し、 方一行の出発は十二月七日に繰り延べになった。 た、ここで憲法について訓示があったとは認識し 戴鴻慈と違っていたのかは判然としない。ただし、端方もま 対象に「日本の立憲」があることを知る紹英の受け の意向の有無について、 、鴻慈一行になかったのか、 訓 視察への出発予定だった九月二四日は爆破事件が起き、 示が、 会談の中で趙鳳昌は、「日露講和への参与を欲するも 十二月の出発前の召見であった。端方一行は 視察への派遣を改めた。 「思うに、端方の言う立憲の気が未だ絶えて 西太后が憲法視察を望む気配を端方が 沢 張謇と趙鳳昌と会談しているが、 紹英・徐世昌一行にのみ行なわ 帰来後の施行を冀うかのようであった。 皇太后の訓示は、あたかも切に各国 端方らは確信を得ていなかったので 或いは同じ訓示であっても視察 出発後もなお、 朝廷の立憲は、 革命もの 朝廷の ういに てい れ Ŀ は 察 やはりう 十七日に が知した 端方 免れる 0) 翌日 憲

革命党」 ても「立憲」の気運は高まってい の呉樾が、 海外政治視察に発つ五 大臣 0) 暗

お あ

る。

しかし、

九月の出発前に比べるならば、

確か

に朝

を策定するよう政務処に上論が下り、二五日には、れ、唐文治の訴えに呼応するように十一月十八日、 立憲以後、 を尊崇するに適したもので、且つ日本もまた君権の国であ 本の憲法を改めて述べ、「立憲は政体を改めると雖も、 られ実行することができます」と、『英軺日記』で述べた日 では、天皇は万世一系で統治権を手中に有すると述べられ 均しく君主神聖不可侵犯の条があり、 せん」と、 しても、 と適合するものを選ぶ」よう上諭 大臣に、考察政治館を設立し、「各国政法の中 国の情況と近いものを選ぶべき」とし、「立憲大綱規則四 なやり方に至っては、政務処が各国の憲法を参考に其れの中 皇位安定を保証すると建議した。また、「施行の一切の詳 す」と、立憲政体への移行は日本と同様、君主大権を規定し、 います」、「権力は政府に集まり、 密奏し、「今日 企てた爆破事件が起こると、唐文治はすぐに「請立 日本に倣い立憲政体に改定しなければ効果はありま 皇室の高貴で権勢を増すことは過去を越えていま 政体の変更を訴えた。そして、「各国の憲法に 危局の挽回を欲し、努めて自 が下った。 国の政令はただ一つに統 日本憲法の最 一強を計 国 の統治形 政務処王 初 画すると |憲摺」を の条目 条 熊 細 7

ついて問い合わせ、帰国後の上奏では主に立憲制における君スを訪れた。伊藤博文との会見では憲法における君主大権に 振と唐文治らが視察した日本、 十二月十一日、北京を発った載沢一行は、一九〇二年に戴 イギリス、ベ ル グギー、 フラン

> 主大権について述べた。端方一行はアメリカ、 一九〇六年九月一日、 憲法制定の前に官制改革を行うよう訴えるものであっ ロシア、イタリアを視察した。 「まずは官制をそれぞれ議定し 前年の唐文治 日本に亡命 ドイ の上 Ÿ, 上奏と てい

たのは、 た照同様、 あり、 編纂官制館が設立される。 (語) と上論が下され、 (記) と上論が下され、 (記) と上論が下され、 (記) とと論が下され、 (記) とといる。 (記) といる。 案され、 遣の名目とする案が提案され、続きその視察対象に憲法が が伝えられる。一九〇四年、 はっきりとしてくる。そこで、慶親王より政治視察を海外派 高官の海外派遣の準備を進めるが、参加が困難であることが きた西太后や慶親王の反応は悪いものではなかっ ながら内廷に「立憲」を訴えることを試みた。 より、君主大権を規定し、皇位安定を保証する日本の た梁啓超が起草した帰国後の上奏は、 ストリア、 本の立憲」を視察対象として意識した。 人に任命された載沢は、 一九〇五年、 九〇二年、載振名義で唐文治が作成した『英軺日 視察中、 合わせて唐文治の草稿が進呈される。 アメリカを除く載振と唐文治らが訪問 清朝は日露戦争の講和会議 帰国後、 いずれにおいてもその主な関心は 海外派遣が命じられるとすぐ、「日 張謇らは、 載沢が視察に向 日本の憲法を参照し へ の 参加を画策し、 漏れ伝わって 視察大臣 した四 憲法

され とは、 るべく、 の目 され 加熱した新聞紙上での かかわらず、 たのみであ 之原始」とされ 法や憲政が浮上した要因として重視されていた在外公使 爆破事件を引き起こし、 使大臣) 方針は一定程度定まっていたと考える。 載沢が召見され 策定と考察政治館設立が命じられる。 たもの は 的 一日である。 気運を高めたのである。 親王が政 が 唐文治が報告したように君主大権を規定 政 つまり、 するも た出 や地方大官の「立 立 体変更、 再 そして、 Ú ŋ 制改革案を上奏してい 調査の 発日 | 憲」にあるとの認識 のであるか否 限 治 十六日に視察団派遣の上論 その存在は確認できない。 5 . る。 奏の報道と視察団 た地方大官による 視察の目的として憲法を提議 立 以前 n すなわち 憲上 使命は託されたのではないかと推察する この 視 てい 察団 には行 さらに 立 間に、 奏の 憲 憲」上奏のうち、 か、 0) 立 視察決定後に 出 わ 特に、「 が報道は、 爆破事件 議論が、 視察目 視察大臣唯 れなか 発前までに、 憲」を密奏し、 を促 た唐文治は、 の派遣決定、 立 立憲之起 していっ 憲」上奏は報道があ 的に憲法や憲政を含む つ が、朝 革命 これらは、 在野に 従 た。 一方、 来、 が下 一の皇族 「政体を維持 廷に それ以前に上奏 派 政 爆破事件 ή, におい 視察目 源 務 爆破事件 0) たのも事実だ それを受けて たの 一立憲大 処に立 呉樾による その真偽に お がける 二六日 って、 やっ 皇位安定 んは七月 的に憲 ある載 0) 立 す 立 出 直 憲

> より 0 準 重 要性を増 立憲 視察の報告を待ち受ける、

> > 廷

憲法が規

定する君主大権に向けられ

てい

た。

確

かに

憲

法

視察目 に袁世 0 に役割を果たしたのは当然だろう。 だから、 ていた、 ように思われる。 に一九〇 視察団派遣決定に果たした役割が大きかっ 従 凱 的 これまで指摘されているように、 袁世 海外 らがその 一年に政治視察を上奏し 凱 致してい 政 治 をはじめとする地方大官や在外公 また、 視 人選や費用 察 たの 団 海外政治視察に抱 派遣: か否かも問題となる。 0) 決定に果 Ĭ 一面等、 ている。 ただし、 たした役 実施に向 それ 視察団 Vi たとは た期 九〇 が 割 実現 使 待 け 派 が 五 Ć 遣 言えない 重 年七月 決定後 たの だされ 的 で

して、 手するの 内外に宣言し、改革実施を約束することであり、 彼らが意義を認めた「立憲」 むのは改革実施の確約を得るため あった。 決定を受け上奏したの 的な構想や議論は、 つるが、 Í 政治参加を、 張之洞や袁世凱は、「立憲」を自ら上奏することは 的は すなわち非行政区 H ここで は 露戦後処理に関する建議要請と海外政治視 立 地 憲」とは 方自 地方自治」ということになる。 近 0) 治 代的法体系に その宣言の後に述べるものであった。 地 憲法 吃方自治\_ 0 画である郷 は、 実施にあった。 制 定の 地方自治」 構想は、 とは、 崱 宣 り制 であり、 村の官職を持たな 言で 度 政体変更や憲法制定を 従 実施に 化 あ 来 ŋ する構想であ は 細な検討 それを得てまず着 制 つまり、 その 向 度 け 改革 外 な た準 於察団派 宣 は か あ 0 0 そ 遣

0

め 0

道においても、 0 その目的は、 混同ないしは同 『刊等で主張された「立憲」も目的は同様だろう。 実現と言え、これが 「広範な意見聴取、 先行研究においても、「変法」と「立憲」が 一視されていることにも、このことはよく表 「立憲」 の目的ということにもなる。 議政機関の創出、 人材抜 当時の報

れている。

唐文治が見た日本の憲法は、 が開けてきたならば、 体を述べる」必要性があると考えた。しかし、「朝廷はしば が変法と言う」のみでは改革の進展が望めないならば、 然と改革を進める意思を示すならば、改革の旗印を「変法 的法体系に則り制度化したようなものであり、 な意見聴取、 君主大権を規定し、 を維持する」ことが目的と述べるに止まっていたのである。 派遣決定後に官制改革を訴えた唐文治の上奏ですら、「 あって、あえて政体変更を上奏する危険を冒す必要はない。 海外に政治視察団を派遣すると上諭が下された。 しば明らかに詔を下し、努めて変法を図り鋭意振興するも、 から「立憲」へと改める必要はないのである。張之洞は、「皆 つまり、 方、 朝廷にとっての「立憲」とは、 張之洞や袁世凱ら地方大官からすれば、 議政機関の創出、 皇位安定を保証することであり、 具体的な改革案を上奏すればよいので 言ってみれば専制君主制を近代 人材抜擢」の実現ではない。 憲法の制定により 改革の展望 朝廷が 政 国 体 敢

「立憲」視察は、その確認であったと思われる。

載沢に託され

唐文治は

が下されたと言っても、 することも必至だろう。 限強化へと向かうことも、 統 権 めた側では、 であるならば、戊戌変法の時と同じく、 一力の集中を志向し、「請改定官制摺」では、 一されていない」と述べている。 「立憲」の目的が異なる可能性を考慮しなけれ それを発した朝廷と、それ 視察団帰国後、 それが地方大官の改革構 これを改めるの 改革が中央政 「立憲」準備 現状 が を受け止 想と相 の上 職 府の権 「立憲」

ばならない。

られている。 の在外公使連名での上奏でも、地方自治の実施につ選挙の実施についても述べられているし、視察団派 革構想の行方については、 れらを踏まえた、 の意志ありと確信を持たないまま視察へと向かった端方らの 観取したものの相違もあっただろう。一方、 「立憲」、上奏起草を請け負った梁啓超の 面にも目を向けたであろうし、 ただし、 視察団 当然、 朝廷内外、 出 載沢も君主大権のみならず、憲法 **|発前** 0) 稿を改めて論じる。 唐文治 様々な立場からの 地方自治の実施につい 事前の認識と実際の視察で の密奏では、 立憲 朝廷に 議 院 遣決定後 0) 立憲 て述べ この他の Þ

### **註**(1) 岡 本隆司 『李鴻章 一九二頁。 アジアの 近 代』 岩波 書

店

- $\widehat{2}$ ら戊戌政変まで――』(汲古書院、二〇一七年) 以上の前提は、 拙著『清末政治史の再構 成 に基づく。 Ė ゕ
- 3 執筆者である狩野直喜 一四八頁。 九八四年、二九二頁もほぼ同内容〕)。市古宙三『近代中国 ものを挙げておく。『清国行政法(第一巻)』汲古書院、 清末中国の政治構造を「地方分権」とするものとして、 政治と社会〔増補版〕』東京大学出版会、一九七七年 四八―五〇頁(当該箇所「分権国家ノ制」の 『清朝の制度と文学』〔みすず書房、
- 4 本論第一章第二節参照。
- 5 近現代』昭和堂、二〇一六年、二二五頁。 岡本隆司「清」冨谷至・森田憲司編『概説中国 史 下 近 世
- 6 されるなどしているが(田中比呂志『近代中国の政治統合と 出 ると考える。 現し、それが容易には収束しなかった」理由が検討対象と の建設を志向したにもかかわらず、現実には分権的状況が 従来の研究においては、「近代化、 社会— 現状は前註のような概説書における記述に反映されてい 八頁)、その理由は必ずしも未だ明確ではなく、 立憲・地方自治・地域エリー 中央集権的政治システ **卜**』研文出版
- 8 7 緒二六年〕)』、広西師範大学出版社、一九九六年(以下、 確認されており 緒宣統両朝上論檔 (巻次)』と略記)、文書番号一八〇四。 中国第一歴史檔案館編『光緒宣統両朝上諭檔 従来、この上奏は (例えば、 『時報』報道 侯宜傑『二十世紀初中国政治改革 (次註参照) でのみ存在が (第二六冊 一光 光

風

潮

清末立憲運動史』〔中国人民大学出版社、二〇一一

- 原文を確認できるのは『時報』報道のみである。 だろう。「上奏通り変法事務にあたれ」と硃批がある。ただし あったのは一九〇一年八月二四日(光緒二七年七月十一日 歷史檔案館編『清代軍機処随手登記檔(第一五八冊)』 二〇一二年〈以下、 政研究—— 与清末新政』と略記〉、二六八頁〕、 版社、二〇一五年 二〇頁〕、 一三九頁〕など)、上奏の時期は不明であったが、 [家図書館出版社、二〇一三年、 〈初版一九九三年、 李細珠 晚清権力格局再研究』〔社会科学文献出版社、 『張之洞与清末新政研究』 〈初版二○○三年、 李細珠『督撫与清末新政』と略記〉、 以下、 侯宜傑『立憲運動史』と略記〉、 六九頁)を見るに、上奏が 同前『地方督撫与清末新 以下、 〔中国社会科学出 李細珠 中国第
- 9 「追録李木斎星使条陳変法摺」『時報』光緒三一年十一月二 (一九〇五年十一月二八日)。
- 10 学院近代史研究所編著『近代史所蔵清代名人稿本抄本 与清末新政』一三九頁参照〕)。 『張之洞檔案』 は中国社会科 略記〔李細珠『張之洞与清末新政』二六八頁、 会科学院近代史研究所図書館所蔵 「辛丑九月初三日致出使日本大臣李」『張之洞檔案』 )』(大象出版社、二○一四年)として刊行されている。 (以下、 『張之洞檔 李細珠 中 国 社
- 11 洞全集(四)』武漢出版社、二〇〇八年(以下、『張之洞全集 次)』と略記)、四八頁。 「臚挙人材摺 (光緒二七年十二月一日)」趙徳馨主編『張之
- 12 略記〕参照) の光緒三十年四月 (一九〇四年五―六月) の項に、 末新政』南京大学出版社、二〇〇七年、一九五頁参照)。 海辞書出版社、二〇一二年 『端方檔案』中国第一歴史檔案館所蔵(張海林 『嗇翁自訂年譜』(李明勛・尤世瑋 以下、 **坪主編** 『張謇全集 (巻次)』と 『張謇全集 『端方与清

13

「立憲」について話したとある(光緒三十年三月二三日・光燾、十一日・十三日に張之洞と会ったとあり、十三日には、『柳西草堂日記』(同前書参照)には、五月七日に張之洞と魏『張之洞・魏光燾のために『請立憲奏稿』を起稿した」とある。

- 年五月十七日─六月十二日)。(4)『柳西草堂日記』光緒三十年四月三日─二九日(一九○四二六日・二八日)。
- 張謇が袁世凱に書信を送ったとするのは六月二六日である(15) 『嗇翁自訂年譜』光緒三十年五月 (一九〇四年六―七月)。

『柳西草堂日記』光緒三十年五月十三日)。

- (17)『嗇翁自訂年譜』光緒三十年四月(一九○五年五─六月)。
- ())「就予兵」後輩に召言ては「一流予え」」といてとうで(8)『柳西草堂日記』光緒三十年三月二七日。
- 一八一、一一二頁。 法以挽危局電(光緒二九年十二月四日)」『清季外交史料』卷(9) 「滇督撫丁振鐸林紹年致枢垣日俄将戦中国必受其殃請速変
- (20) 「出使法国大臣孫上政務処書」『東方雑誌(第七期)』光緒(20) 「出使法国大臣報告」とあ

- 一二〇輯)』(中華書局、一九九六年、文書番号〇二〇)に、三三―三四頁。 中国第一歴史檔案館編『光緒朝硃批奏摺(第一(2)」道旨敬陳管見摺(光緒三十年八月)』「林文直公奏稿』巻二、
- 二三日)。 『光緒朝東華録』光緒三一年正月癸巳(一九〇五年二月

光緒三十年八月十九日(一九〇四年九月二八日)の上奏とある。

 $\widehat{22}$ 

- (23) 註(9)に同じ。
- (24) 註(16)に同じ、一二〇頁。
- のものである(註96)。 (一九○七年一月)、「立憲紀聞」一頁。続き、「六月初四日(一九○七年一月)、「立憲紀聞」一頁。続き、「六月初四日のものである(註96)。 『憲政初綱(東方雑誌臨時増刊)』光緒三二年一二月
- (26)『憲政雑誌(第一期)』光緒三二年十一月一日、一五五
- る(註25参照)。 一日)」に視察団派遣の上論が下されたとあるが、誤りであ(27) 同前書、一五七頁。続き、「七月初一日(一九○五年八月
- (28) 『時報』光緒三一年五月三十日。
- 29) 『東京朝日新聞』一九〇五年六月二七日(光緒三一年五月29) 『東京朝日新聞』一九〇五年三月十一日に転任の広告が出て作であった。同紙一九〇五年三月十一日に転任の広告が出て作であった。同紙一九〇五年三月十一日に転任の広告が出ている。駐在期間は、秋までと短い(日出ロータリークラブ編いる。駐在期間は、秋までと短い(日出ロータリークラブ編の1947年)の記事である。当時の入手経路等は不明でラブ、一九八九年、一一五頁)。情報の入手経路等は不明である。
- 二二日)を袁世凱の上奏日とする。『論摺彙存』も光緒三一(30) 『光緒朝東華録』も光緒三一年六月壬戌(一九○六年七月

- 31 年六月二一日(同年七月二三日)に袁世凱上奏を報じている。 光緒三一年六月二十日。
- 劉路生主編『袁世凱全集 「分飭官紳赴日本遊歴片 (光緒三一年六月十八日)」 〇七一。註(30)の史料に従えば、これが届いたのが二二 「であったことになる。 (以下、『袁世凱全集 (巻次)』と略記)、文書番号十三― (十三)』 河南大学出版社、 駱宝善
- 33 光緒三一年九月二五日、「雑俎」六五頁 「光緒三十一年七月中国事紀 (初二日)」『東方雑誌 (第九 期)』
- 34 「致袁世凱函(光緒三一年夏)」『張謇全集(二)』 一四一―
- 35 呉保初『北山楼集』黄山書社、一九九○年、 『柳西草堂日記』光緒三一年八月二三日 七〇
- 37 36 W る るが、論拠は示されていない .を呉保初に託したのは「八月(一九○五年九月)」として のみである。『張謇全集』の序文を書く章開沅は、この .怡祖(張考若)編『張季子九録』には「光緒三一年」とあ 『張謇全集(二)』は「光緒三一年夏」の書簡とするが (藤岡喜久男訳『張謇伝稿 註
- 三八頁)。侯宜傑は、袁世凱が七月二日に張之洞・周馥と「立 以 露 憲」を会奏したという前提に立つがゆえ、「立憲」上奏を促 八一頁)。侯宜傑は、張謇が袁世凱に書信を送ったのは日 、張謇の書信をそれ以前のものとするように思われる。 前とするが、その論拠は示されていない(『立憲運動 一戦後処理に関する建議要請があった六月二六日 中国近代化のパイオニア― —』東方書店、一九八九年<sup>\*</sup>

- 39 すれば、それが誤報であろうと問題としなかったのかもしれ べく、袁世凱ら有力総督による「立憲」主張を望む張謇から まで関知しなかったのかもしれないが、立憲の気運を高める 三二年八月六日〔一九〇六年九月二三日〕)。機関紙の内容に 26・27)、張謇は同会の発起人でもある(『鄭孝胥日記』光緒 前年に袁世凱が「立憲」を上奏したと報じたのであるが(註 に憲政研究会の機関紙として創刊された『憲政雑誌』 一切知らなかったとは考え難い。翌一九〇六年十二月十六日 による「立憲」上奏が幾度も報道されていたことを、 一方、 或いは自らの認識や得た情報に反し、 一もまた、
- 『時報』光緒三一年五月二五 頁。

40

- 41 42 |周愨慎公全集(二)』(以下、『周馥電稿』と略記)一―三頁。 「覆軍機処(光緒三一年五月二五日)」『周愨慎公電稿(一巻)』
- 『中外日報』光緒三一年七月三日。
- $\widehat{44}$  $\widehat{43}$ 版社、二〇〇五年、九〇頁)からも二種の電文が確認できる。 史檔案館編『清代軍機処電報檔彙編(三)』(中国人民大学出 請を二六日としていると思われる(註37参照)。 ている。侯宜傑はこれにより、 光緒三一年五月二四日(一九〇五年六月二六日)のものとし ではなく「該大臣等」に建議要請をする同内容の電文があり、 俄議和中国応如何因応著各抒所見電」と題した「各省督撫 清季外交史料』(卷一九〇、 「粤督岑来電(光緒三一年五月二四日到)」「附録二 梁誠使 「外務部来電 (光緒三一年五月二一日到)」『周馥電稿』 | 五頁)に、「諭各督撫及各使日 日露戦後処理に関する建議要 中国第一歴
- 45 九七九年、二九三頁。 致岑制軍電(光緒三一年六月一日発)」 同前書、二九四頁。

遣文件」羅香林

梁誠的

出使美国』

文海

向きをうかがい決しなかった」とある

光緒三一年十一月にも同内容の記載があり、

一袁世凱は風

『柳西草堂日記』光緒三一年十一月末尾。『嗇翁自訂年

- 46 粤督岑来電 (光緒三一年六月七日 到)\_ 同
- $\widehat{47}$ ·報』光緒三一年七月十四
- 48 二二日)」『張之洞全集(四)』 五四七―五四九頁 「陳日俄議和中国因応善後之策致軍機処 (光緒 年六月
- 49 運動」『中国――社会と文化』第九号、一九九四年〔註9〕。 七一一 端方伝——(六)」『泉屋博古館紀要(第十巻)』一九九四年 |摘がなかったわけではない(浅原達郎「「熱中」の人―| 三総督会奏と袁世凱の上奏については、これまでこうした -七二頁。孫安石「清末の政治考察五大臣の派遣と立憲
- 交史— 国として」岡本隆司・箱田恵子編『ハンドブック近代中国外 治憲政と近代中国 でも述べられている(前掲川島真論文、一三二・ 移行や視察団派遣を上奏したとする定説は揺るがず、 無聯銜奏請立憲」『広東社会科学』第四期、二〇〇七年 七五巻三・四号、一九九四年〔註1〕。李振武「袁・張・周 Ш 一三六・一三八頁。曽田三郎『立憲国家中国への始動 -四九・一三六頁。箱田恵子「日露戦争――否応なしの当事 四五頁)。指摘がありながらも、 、島真「光緒新政下の出使大臣と立憲運動」『東洋学報』第 -明清交替から満洲事変まで― ——』思文閣出版、二〇〇九年、 地方大官が立憲政体への ―』ミネルヴァ書房、 四一・四八 概説書 - 明 有
- 50 年第三期、一一二—一一三頁。侯宜傑『立憲運動史』三八 二〇一九年、一三三頁)。その論拠とされるのは、当時の報 三九頁に同内容)。全て地方大官の上奏の典拠とされるのは 洋考察政治的動因及其演変過程」『近代史研究』一九八九 道であり、 侯宜傑の説である(伊傑〔侯宜傑の筆名〕「五大臣 典拠が示されていない。 「八名の総督中……五名が立憲を奏請した」と
- 前註の孫安石論文(一八九頁)、同じく曽田三郎著作 回 无

- から張之洞への電文を論拠とする(一四九頁)。 頁)。李細珠 『督撫与清末新政』は報道に加え、 北京 の幕
- 51 「遵旨敬抒管見上備甄択摺(光緒二七年三月七日)」 (九)』文書番号九一二〇九。 『袁世
- 52 日)」『張之洞全集(四)』二六頁。 「遵旨籌議変法謹擬采用西法十一条摺 (光緒二七年六月五
- 53 る 月初五日(一九〇四年三月二一日)に「留中」とされたとあ 「密陳大計摺(光緒三十年正月)」 (五頁)。 『愚斎存藁』巻十、三頁二
- 54 政事 42)を指すかもしれない。 或いはこれが、『中外日報』 史檔案館所蔵(李細珠『督撫与清末新政』 「署理両江総督岑春煊奏為病請開缺出洋就医兼考査各国学 (光緒三一年六月三日)」 が報じた岑春煊の立憲上奏(註 『軍機処録副奏摺』 』 一五○頁参照)。 中国第一歴
- 55 三一年五月二九日到)」『張之洞全集(十一)』二一六頁 全集(十三)』文書番号十三—九八七。「袁宮保来電 「致湖広総督張之洞電 (光緒三一年五月二八日)」『袁世凱
- 57 56 註 註(41)に同じ。 (32) に同じ。
- 58 挙げられた理由については、稿を改めて論じる。 両上奏の「地方自治」構想と、そこで日本が視察対象として 袁世凱、周馥、いずれの上奏も原文は 「地方自治之基」。
- 註 (48) に同じ、五四八頁。

59

- 60 十三日)。 "柳西草堂日記』光緒三十年三月二八日 (一九〇四年五 月
- 61 国際的文脈 争下の米清関係 平川幸子「ポーツマス講和会議 錦正社、二〇〇四年)一〇四頁。 (軍事史学会編『日露戦争 ・幻の清国使節 団 -日露

僚

- 一九六○年、文書番号一四六。(6) 外務省編『日本外交文書(日露戦争V)』日本国際連合協会
- (63) 同前書、文書番号一四八。
- (6) 同前書、文書番号一五二。(64) 同前書、文書番号一五〇。
- (66) 註(61)に同じ、一〇七頁。(65) 同前書、文書番号一五二。
- (68) 註(62)に同じ、文書番号一六〇。(67)『栄慶日記』光緒三一年六月二日。
- (71)『栄慶日記』光緒三一年六月十一日。(70) 趙炳麟『光緒大事彙鑑』巻十二、二頁(69)『栄慶日記』光緒三一年六月七日。

『趙柏厳集』)。

- (74)「英軺日記序」『茹経堂文集(巻四)』四四·四七頁(73) 同前書、光緒二八年九月初。
- 二四四頁。 会編『晩清宮廷生活見聞』中国文史出版社、二〇〇〇年版、会編『晩清宮廷生活見聞』中国文史出版社、二〇〇〇年版、会編堂『義経』、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」
- 76 草し、八月末から九月初に上奏された。九月七日 振勲条陳商務摺」(『茹経堂奏疏 奏した「擬商部章程摺」 奏陳振興商務条議」を上奏すると、 上で奏上」するよう命じられた。唐文治が代わり「議覆張 一九〇三年七月三日 に任ぜられる。 に商部設立の上諭が下り、載振が尚書、 九月二六日 (光緒二九年閏五月九日) に張振勲が (同前書、 (巻二)』一一二五頁)を起 (同年八月六日) に商部が上 二五―三四頁)もまた唐 載振・伍廷芬に 伍廷芬が左 (同年七月

- 経堂奏疏』巻二・三に唐文治起草の商部上奏が収められている。七一頁)。これ以降も唐文治が商部上奏の起草役を担う。『茹た(陸陽『唐文治年譜』上海三聯書店、二〇一三年、六八―丞に任ぜられ、十二月八日(同年十一月九日)、左丞に転じ文治が起草した。十月一日(八月十一日)、唐文治は商部右
- (77) 『英軺日記(巻二)』光緒二八年三月二四日。
- (78) 『英軺日記(巻一)』光緒二八年三月十一日。
- (代那大臣作 辛丑〔光緒二七年〕)』『那桐は那桐一行のもとを訪れ、会談している(『東使日記』『那桐は那桐一行のもとを訪れ、会談している(『東使日記』『那桐は那桐一行のもとを訪れ、会談している(『東極日記』『都経堂文年奏している(註8)。当然ながら、連日のように李盛鐸は「立憲」、日本の国勢については『東瀛日記』に詳述したとあるが、たの存在は明らかではない。那桐一行が日本に到着したのは、日本の国勢については『東瀛日記』、第一次のは「東京日本記」)。
- 十三日)。
  (80) 『英軺日記(巻三)』光緒二九年四月六日(一九〇二年五月
- (31) 清朝の知識人の間では、一八八〇年代後半までに、海外各国の政体を、専制君主・共和・立憲君主の三種に分類し、そ国の政体を、専制君主・共和・立憲君主の三種に分類し、そ出版会、二〇〇〇年、二一七頁)。
- 月二十日)。(82) 『英軺日記(巻五)』光緒二九年五月十五日(一九〇二年六

- 86 『英軺日記序』。
- とすれば、西太后の反応も頷ける。 憲法を君主大権と皇位安定を定めるものとして認識していた が憲法導入に熱心であるように示唆されたのは甚だ疑わし い」と述べるものもあるが(熊達雲『近代中国官民の日本視察 『嗇翁自訂年譜』光緒三十年六月。先行研究には「西太后 一九九八年、二七八頁)、『英軺日記』により、日本
- 「致趙鳳昌函·二 (光緒三十年六月一日)」 『張謇全集 (二)』
- 89 『柳西草堂日記』光緒三十年十月十七日
- 90 『光緒宣統両朝上論檔(三一)』文書番号四四六。

と唐文治の到着前に日本を離れている(同書、光緒二八年七 学堂提調として教育制度の視察に日本を訪れているが、載振 慶親王から説明があったとある。紹英は一九〇二年、京師大 また、載沢に海外渡航の経験がないために一名を加えたと、 『紹英日記』光緒三一年六月二五日(第十二冊「出使日記」)。

月十八日〔一九〇二年八月二一日〕)。 載沢を光緒帝の弟とする記述も散見されるが(註49の孫安

談社、二〇一七年)、義弟とする程度が妥当であるように思 模索(一八九四—一九二五)』岩波書店、二〇一〇年。中村 史学研究』第六八五号、一九九六年。川島真『近代国家への われる。 元哉『対立と共存の日中関係史-石論文、同「光緒新政期、政治考察五大臣の日本訪問」『歴 - 共和国としての中国』講

- 93 『光緒宣統両朝上論檔 (三一)』 文書番号四一二。
- 95 94 同前書、文書番号四一〇。 『論摺彙存』光緒三一年六月二四日に「沢公は東陵より回

京しご機嫌伺いした」とある。

- 96 『光緒宣統両朝上諭檔(三一)』文書番号四○九
- 98 97 「請改定官制摺 『茹経先生自訂年譜』光緒三一年七月。「留中」とされたと (乙巳〔光緒三一年〕七月)」『茄経堂奏疏
- 99 『紹英日記』光緒三一年八月十九日。

卷三、二三:二四:二七頁。

戴鴻慈『出使九国日記(巻一)』光緒三一年八月十九日。

100

- 101 珠『張之洞与清末新政』二七四頁、李細珠『督撫与清末新政 「乙巳十一月十三日天津端星使来電」『張之洞檔案』(李細
- 一五八頁参照)。
- 102 『柳西草堂日記』光緒三一年十一月二一 Н
- 103 一一二頁(『人文月刊』第二巻第八期、一九三一年)。 趙鳳昌「中国欲預聞日俄泊資模斯議約未允」『惜陰堂筆記
- 104 て記された後、「請立憲摺」について述べられている。 は定かではないが、光緒三一年八月二六日の爆破事件につい 『茹経先生自訂年譜』光緒三一年八月。上奏の正確な日付
- 105 二九・三三頁。 「請立憲摺(乙巳〔光緒三一年〕八月)」『茹経堂奏疏』巻三、
- 106 註 (104) に同じ。
- 107 十八日)。 『光緒朝東華録』光緒三一年十月辛酉(一九〇五年十一月
- 108 『光緒宣統両朝上諭檔 (三一)』 文書番号七九
- 109 載沢『考察政治日記』光緒三二年一月初四日
- 110 年)」故宮博物院明清檔案部編『清末預備立憲檔案史料(上冊)』 出使各国考察政治大臣載沢奏請宣布立憲密奏(光緒三二
- 七三一一七六頁。

中華書局、一九七九年

(以下、『預備立憲檔案史料』

と略記)、

111

116

118 117

註 註

(96) に同じ。

(50) に同じ。

李細珠著作は、

四八—一五八頁

之間 は 四三頁)と次註の上奏の二件。 「請定国是以安大計摺」(『端忠敏公奏稿 (巻六)』二八 東方出版社、二〇一三年。梁啓超が代作したとされる

119

- 113 112 外官制名称及び職務権限」 八一六八頁。 「請改定官制以爲立憲預備摺」『端忠敏公奏稿 『光緒宣統両朝上諭檔 (三二)』 文書番号六〇〇。 『預備立憲檔案史料』 (三六七―三八三頁)に「内 一改定目録を略し収録されている。 (巻六)』
- 114 同前書、 文書番号六〇三。
- 115 論文、 とも言える。 二〇〇二年、二五五頁)、 法となる経緯については、 曽田三郎著作 東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』 李細珠著作二編、 『中国近代政治史論叢』 一九三頁)とされるなど、関心が払われていなかった (以上註4) など。また、視察目的が憲政や憲 侯宜傑著作 或いは自明のこと(註49の孫安石 汲古書院、一九八三年、二一六頁。 結果的になりゆきの中で(永井算 (以上註8)、 川島真論文、 汲古書院
- 訴える「立憲」上奏ではない。孫宝琦はこの上奏に納得いか 月 官界での立憲運動の発端は光緒三十年二月の四出使大臣によ である (註20)。 る連名上奏とされている(一三六頁)。出典が示されていな 子日 徳張徳彝楊張鋆致外部日俄用兵請速変法電 が、『清季外交史料』(巻一八二、九―十頁) 註(20) — (22) の三件のみ。 (註12)、数カ月を置かずに単独で「立憲」を上奏したの 「変法」を述べるものであり、 〔一九〇四年三月二二日〕)」を指すだろう。 註 <u>49</u> 政体変更や憲法制定を 0) 川島真論文では、 (光緒三十年二 の「孫宝琦胡 ただし

の註55に詳しく述べられている。 連名上奏である。註(49) 同文が掲載されているが、 載沢等奏請以五年為期改行立憲政体摺 檔案史料』(一一〇―一一二頁) に「出使各国考察政治大臣 時増刊、 "出使各国大臣奏請宣布立憲摺」 "憲政初綱』 (東方雑誌臨 光緒三二年十二月、「奏議」一—四頁)。『預備立憲 これは載沢らではなく在外公使の の川島真論文の註23、孫安石論文 (光緒三一年)」として、

、上智大学ほか非常勤